

第2回

(平成29年2月10日)

議 事 録

錦町農業委員会

錦町農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 平成29年2月10日（火）午後0時45分から午後2時
- 2 開催場所 錦町役場 3階会議室
- 3 出席委員 10名

1番委員 沢田 真二・2番委員 谷口 一也・3番委員 尾方 学
4番委員 元村 彰浩・5番委員 今村 忠臣・6番委員 川村 勝也
7番委員 西嶋 健一・8番委員 福本 王雅・9番委員 税所 隆則
10番委員 石松 まゆ子

4 欠席委員

5 議事日程

- 1) 会期の決定
- 2) 議事録署名委員の指名
- 3) 会議書記の指名
- 4) 議第 6号案 農地法第3条の規定による許可申請について
議第 7号案 農地法第5条の規定による許可申請について
議第 8号案 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について
報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について

6 事務局職員

事務局長 高波昌一・農地係 久保田文子

7 会議の概要

議長 議事日程1の会期の決定については、本日1日としてよろしいでしょうか。全委員、異議なしということで本日1日と決定します。議事日程2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。それでは、5番・6番委員を指名します。

議長 諸事報告がありましたらお願いします。

4番 先月あっせん分が、10番と4番と公社の立ち合いで成立。反714千円です。

8番 1月11日12日に女性農業委員研修会に参加してきました。2月6日に1番と8番あっせんを行い成立しました。

議長 議事に入ります。議第6号案農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局 議第6号案農地法第3条の規定による許可申請について（朗読）

議長 調査番号1番について、4番委員より調査報告をお願いします。

4番 （調査番号1）譲受人・譲渡人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申

請理由は新規就農です。譲受人の経営内容について報告します。家族8人(稼働力4人)です。経営面積1356a田15a畑7a他は借地で粟です。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):20km。3番(小作人同意):問題なし。4番(貸付地):該当なし。5番(取得価格):無償。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):バインダハーベスタ。8番(取得農地の利用計画):水稻。9番(周辺地域との関係):周辺地域への協力もあり問題なし。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査番号2番について、3番委員より調査報告をお願いします。

3番 (調査番号2) 譲受人・譲渡人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。従業員4人です。経営面積は、830a田465a畑365a。乳牛270肉用牛220預託牛100頭。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):100m。3番(小作人同意):問題なし。4番(貸付地):該当なし。5番(取得価格):反20万円。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):トラクター他一式。8番(取得農地の利用計画):飼料。9番(周辺地域との関係):周辺地域への協力もあり問題なし。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査番号3番について、3番委員より調査報告をお願いします。

3番 (調査番号3) 譲受人・譲渡人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族5人(稼働力5人)です。経営面積は、119a田107a畑12a。乳牛30育成牛16子牛4黒牛4頭。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):600m。3番(小作人同意):問題なし。4番(貸付地):該当なし。5番(取得価格):反40万円。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):トラクター他一式。8番(取得農地の利用計画):水稻。9番(周辺地域との関係):周辺地域への協力もあり問題なし。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査番号4番について、3番委員より調査報告をお願いします。

3番 (調査番号4) 譲受人・譲渡人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族2人従業員2人です。経営面積584aのうち田511a畑73aです。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):2km。3番(小作人同意):問題なし。4番(貸付地):該当なし。5番(取得価格):反50万円。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):トラクター他。8番(取

得農地の利用計画)：苗木。9番(周辺地域との関係)：従来通りに耕作し、周辺地域への協力もあり問題なし。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査報告が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。

2番 調査番号2と3について実質交換か。

3番 交換ではない。

事務局 実質交換だが、相手方が違うので交換ではない

議長 質疑がないようですので採決します。調査番号1について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

議長 全委員賛成ですので、調査番号1については原案のとおり決定します。調査番号2について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

議長 全委員賛成ですので、調査番号2については原案のとおり決定します。

議長 調査番号3について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

議長 全委員賛成ですので、調査番号3については原案のとおり決定します。調査番号4について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

議長 全委員賛成ですので、調査番号4については原案のとおり決定します。それでは、議第7号案農地法第5条の規定による許可申請について上程します。

事務局 議第7号案農地法第5条の規定による許可申請について(朗読)

議長 調査番号1番について、4番委員より調査報告をお願いします。

4番 (調査番号1) 譲受人譲渡人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は個人住宅です。施設の概要は132.48㎡です。5条調査項目により報告します。1番(農地区別)：第1種農地。集落接続。2番(着工時期)：許可後転用。3番(資金調達)：借入金。4番(建面積割合)：問題なし。5番(周囲の承諾)：同意済み。6番(公衆衛生)：問題なし。7番(転用措置)：問題なし。8番(日照および通風)：問題なし。9番(耕作者・周囲の同意)：問題なし。10番(農振法)：農地用区域外。11番(取得価格)：0円 以上、報告終わります。

議長 調査番号2番について、10番委員より調査報告をお願いします。

10番 (調査番号2) 使用借人使用貸人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は農業用施設です。施設の概要は牛舎堆肥舎ロール置き場です。5条調査項目により報告します。1番(農地区別)：農業用施設用地第1種農地。2番(着工時期)：許可後転用。3番(資金調達)：自己資金。4番(建面積割合)：問題なし。5番(周囲の承諾)：同意済み。6番(公衆衛生)：問題なし。7番(転用措置)：問題

なし。8番（日照および通風）：問題なし。9番（耕作者・周囲の同意）：問題なし。
10番（農振法）：農地用区域内。11番（取得価格）：0円 以上、報告終わります。

議長 調査番号3番について、7番委員より調査報告をお願いします。

7番 （調査番号3）譲受人譲渡人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は太陽光発電です。施設の概要は全体面積6,731㎡です。5条調査項目により報告します。1番（農地区別）：第2種農地。2番（着工時期）：許可後転用。3番（資金調達）：自己資金。4番（建面積割合）：問題なし。5番（周囲の承諾）：同意済み。6番（公衆衛生）：問題なし。7番（転用措置）：問題なし。8番（日照および通風）：問題なし。9番（耕作者・周囲の同意）：問題なし。10番（農振法）：農地用区域外。11番（取得価格）：200万円 以上、報告終わります。

議長 調査報告が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。

2番 農用地の一部転用の場合分筆が必要なのか。

事務局 分筆は登記する場合必要だが、登記の必要がない場合分筆しなくてもいい。

議長 質疑がないようですので採決します。調査番号1について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全委員：挙手）

議長 全委員賛成ですので、調査番号1については原案のとおり決定します。調査番号2について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全委員：挙手）

議長 全委員賛成ですので、調査番号2については原案のとおり決定します。

議長 調査番号3について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全委員：挙手）

議長 全委員賛成ですので、調査番号3については原案のとおり決定します。次に議第8号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について上程します。

事務局 議第8号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について（朗読）

議長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 農用地利用集積計画（平成29年2月9日付け：球錦農林第13447号）の諮問があり、今回は所有権移転6件、利用権の再設定が8件、新規が7件です。

（議案書に基づき、設定者・非設定者・経営面積・期間・賃料等の内容説明）

以上の計画内容については、経営面積・従事日数等の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である

① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

② 利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である

イ、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ロ、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

ハ、対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

③対象農地の関係権利者全ての同意が得られていること。

の各要件を満たしていると考えます。

議長 内容説明が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。

(全委員：質疑なし)

議長 質疑がないので、採決します。議第8号案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

議長 全委員、賛成ですので、議第8号案については原案のとおり決定します。次に報告第2号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について上程します。

議長 事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第2号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について(朗読)

議長 農業経営基盤強化促進事業のあっせんについて物件番号1は、1番委員と8番委員でお願いします。

議長 農業経営基盤強化促進事業のあっせんについて物件番号2は、1番委員と8番委員と佐無田委員でお願いします。物件番号3は、6番委員と5番委員と中村委員でお願いします。物件番号4は、6番委員と2番委員と中村委員でお願いします。

議長 以上をもちまして、本日の議案審議事項は全て終了しましたので、平成29年第2回総会を閉会します。

以上

左会議の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年2月10日

農業委員会会長

5番 農業委員

6番 農業委員